

指針該当条文	評価項目	判定	判断材料となった書類の名称、ヒアリング者等	書類等の記載事項、ヒアリング日時等	判断理由
	<p>☆は、現認、ヒアリング等を主体として確認すべき事項を示す。</p> <p>4. 労働安全衛生マネジメントシステムに関する体制図等に個人名が特定される等、システム各級管理者の指名が明確になっているか。</p>				
	<p>5. 労働者に対して、労働安全衛生マネジメントシステムに関する教育が実施されているか。</p> <p>*「教育」の内容には、例えば、以下のものがあればよいこと。</p> <p>(1) 労働安全衛生マネジメントシステムの意義</p> <p>(2) 労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置を適切に実施する上での遵守事項及び留意事項</p> <p>(3) システム各級管理者の役割</p>	☆			
	<p>6. 安全衛生委員会等が設置されている場合には、労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置の実施に関する事項が調査審議されているか。</p>	☆			
○明文化(第8条関係)	(明文化については、個々の項目において確認する)	—	—	—	—
(第2項関係)	<p>1. 文書を管理(保管、改訂、廃棄等)する手順が定められているか。</p>				
	<p>2. 1の手順に基づき、文書が管理されているか。</p>	☆			
○記録(第9条関係)	<p>1. 安全衛生計画の実施状況、システム監査の結果等労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置の実施に関し必要な事項が記録され、保管されているか。</p>				
○危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定(第10条関係)	<p>1. 危険性又は有害性等の調査の実施のため、次の事項を含む手順が文書により定められているか。</p> <p>(1) 労働者の就業に係る危険性又は有害性の特定</p> <p>* 危険性又は有害性の特定は、あらかじめ定めた危険性又は有害性の分類に沿って行うこと。</p> <p>(2) (1)により特定された危険性又は有害性によって生ずるおそれのある負傷又は疾病の重篤度及び発生する可能性の度合(以下「リスク」という。)の見積り</p> <p>* リスクの見積りは、次のいずれかによること。</p> <p>① 危険性又は有害性により発生するおそれのある負傷又は疾病の重篤度及びそれらの可能性の度合をそれぞれ考慮して、リスクを見積もること。</p> <p>② 化学物質等による疾病については、化学物質等の有害性の度合及びばく露の量をそれぞれ考慮して見積もること。</p> <p>(3) リスクを低減するための優先度の設定及びリスクを低減するための措置(以下「リスク低減措置」という。)内容の検討</p>				